

# 平成 27 年度事業報告等

## I 事業報告

### 第 1 はじめに

平成 27 年度は、京都府及び京都市の適切な指導、支援を得ながら各種事業を実施したほか、協会に設置した各委員会等の活動を通じて産業廃棄物の適正処理に資する不適正処理防止パトロール、廃棄物処理に関する知識を修得するための各種研修会の実施、産業廃棄物の処理方針等に関する相談指導事業などを積極的に展開して大きな成果を挙げた。

### 第 2 公益目的事業の推進

#### 1 適正処理推進事業

##### (1) 廃棄物の不適正処理防止パトロール事業

廃棄物の不法投棄及び野焼き行為等不適正処理を防止し、生活環境の保全及び快適な府民生活の実現等に貢献するため、京都府内全域にわたる不適正処理防止パトロールを実施し、廃棄物の不適正事案の実態を把握するとともに、パトロール中に発見した 4 2 箇所及ぶ不適正処理事案の概要を記録化して行政当局に情報提供した。

区分（班編成）	京都市	乙訓・山城北	山城南	南 丹	中丹西	中丹東	丹 後	合 計
通 報 件 数	1	6	8	7	7	4	9	42 件

なお、平成 27 年度においては、初めて京都府と合同で府内を 4 個班（広域振興局単位：山城、南丹、中丹、丹後）に班編成して、以下のとおり一斉に合同パトロールを行った。また、合同パトロール終了後にはショッピングセンターや J R の駅等で「不法投棄をしない！させない！許さない！」と記載したマグネット等を作成配布し、街頭啓発を行った。

地 域	山 城	南 丹	中 丹	丹 後	合 計
実施地域	宇治市	亀岡市	舞鶴市	京丹後市	
	宇治田原町	南丹市	綾部市	与謝野町	
	(山城北管内)	京丹波町	(中丹東管内)	宮津市	
件 数	8 箇所	6 箇所	5 箇所	5 箇所	24 箇所

(2) 産業廃棄物管理票普及促進事業

産業廃棄物の不法投棄等不適正処理の防止と産業廃棄物排出事業者責任による適正処理に向け、廃棄物処理法に定められた産業廃棄物管理票（マニフェスト）の普及促進を図るため、当協会独自の広報啓発用チラシを作成活用して産業廃棄物管理票頒布、廃棄物の不適正処理防止パトロール及び教育研修等を通じて産業廃棄物管理票の普及促進を積極的に推進した。

ア 産業廃棄物管理票普及状況 (部)

区 分		普及部数
普及 促進 状況	直行単票	91,600
	直行連続票	108,500
	積替保管単票	13,300
	積替保管連続票	18,000
	建設系単票	239,600
	建設系連続票	97,500
普及合計		568,500

イ 管理票普及先の会員及び非会員別 (部)

区 分	協会事務所	南部支部	北部支部	合計
会 員	142,600	4,300	10,900	157,800
非 会 員	359,100	25,200	26,400	410,700
合 計	501,700	29,500	37,300	568,500

ウ 非会員の業種別内訳 (部)

区 分	協会事務所	南部支部	北部支部	合計
建設業	244,400	17,500	20,800	282,700
廃棄物処理業者	55,900	6,200	100	62,200
製造業	15,800	400	1,200	17,400
自治体	4,400	0	0	4,400
医療・福祉関係者	5,600	0	500	6,100
その他	33,000	1,100	3,800	37,900
合計	359,100	25,200	26,400	410,700

(3) 産業廃棄物処理に係る安全衛生推進事業

経営者として労働安全の組織作りに自らが積極的に取り組むことにより企業

存続のための基礎を固め、経営者としての責任を果たすことの重要性について、体験者から事故事例と事故対策に関する実践的な講演を受け、安全衛生推進の周知を図った。

#### (4) 災害廃棄物処理協力支援事業

京都府を含む近畿2府7県が合同で実施した平成27年度近畿府県合同防災訓練（京都府総合防災訓練を含む）が平成27年10月18日に京都府立山城総合運動公園、府民スポーツ広場、城陽山砂利採取地、陸上自衛隊長池演習場の4会場において開催された。

この合同防災訓練の概要は、京都府南部を震源とする直下型の大規模地震が発生し甚大な被害が発生したことを想定して、近畿2府7県、同緊急消防援助隊、同広域緊急援助隊（警察）、自衛隊、日本赤十字社各府県支部、関係医療機関、DMAT、ライフライン関係企業、関係ボランティア団体、地元市町・消防団・住民が多数参加して実施された。

当協会からは、山城総合運動公園内の「防災啓発展示・車両展示」に災害支援対策委員会からの依頼を受けた株式会社新関西テクニカの「4tコンテナ車」「3tユニック車」各1台が参加し、多くの見学者に復旧活動への安心感を醸成した。

また、大規模災害発生を想定し、京都府、京都市との災害発生時の協定に基づき、被災地域への迅速かつ適切な復旧活動に協力するため、会員に対して災害時における支援体制、資機材の保有状況を調査し、その結果を京都府、京都市に報告した。

#### (5) 表彰事業

表彰規程に基づき、産業廃棄物の適正処理に寄与した功労者、優良品業者等を表彰するため、理事会で最終決定した協会運営功労者表彰3名、功労者表彰2名、優良品業所表彰3社、優良従事者表彰9名に表彰状を、平成26年8月豪雨災害廃棄物処理支援に参加した19社に感謝状を、京都府から表彰された2名に祝賀祝金を、定時総会において贈呈するとともに、会報「都」に掲載して行政機関等への広報活動を実施した。

#### (6) 適正処理推進の広報啓発事業

平成27年11月13日京都府知事を代表者とする「不法投棄等撲滅京都府民会議」の総会及び講演会が開催された。

京都府からは、近年の府を取り巻く状況、府の不法投棄等対策について説明があり、当協会からは不適正処理防止パトロールや適正処理推進の研修会の実

施、産業廃棄物管理票の適正使用の啓発、様々な相談指導や啓発活動の取組などについて発表した。さらに、参加団体からの取組・活動状況の報告があり、交流を図ることができた。

総会終了後、(公財)京都府暴力追放運動推進センターから「危機管理意識を高めよう。反社会的勢力との断絶は武蔵坊弁慶とあなたの輪」の演題の講演を受講した。

## 2 指導教育事業

### (1) 調査研究及び普及啓発事業

協会青年部員及び会員事業所で環境対策に積極的な取組を展開している株式会社カーボテック、浜田化学株式会社京都営業所、伏見クリエイト株式会社、千両松地域エコ協議会(株式会社アダチ、アプナップ株式会社、株式会社京都環境保全公社、旭興産業株式会社、株式会社新関西テクニカ、有限会社千両松、日本ウエスト株式会社、光アスコン株式会社、木材開発株式会社京都工場、株式会社山文、株式会社山本清掃、株式会社友邦、株式会社ランドパワー、和宏産業株式会社、有限会社エコティック山根商店)の協力を得て、平成27年12月12日・13日の2日間は京都府に協賛して京都府総合見本市会館で開催された「京都環境フェスティバル2015」に、平成28年3月5日には京都市と共催してイオンモール KYOTO で開催した「第16回環境フォーラムきょうと」に、取り組んだ成果等を出展し、環境問題を学ぶ普及啓発事業を実施した。

なお、両イベントへの来場者は

「京都環境フェスティバル2015」は、約26,000人

「第16回環境フォーラムきょうと」は、930人

であった。

### (2) 相談指導事業

産業廃棄物排出業者、産業廃棄物処理業者及び府民等からの産業廃棄物の処理要領、産業廃棄物処理業の許可申請、委託契約書の作成要領、産業廃棄物管理票の作成要領、廃棄物のリサイクル方法等各種相談に対応し適切な指導、助言を行った。また、一般社団法人京都府産業廃棄物3R支援センターと協働して産業廃棄物3R情報の提供等を行った。

なお、平成27年度中に対応した相談受理件数は、延べ1,929件でありその種別は次のとおりである。

相談種類	件数
許可申請等講習会関係	1,260
産業廃棄物処理業者の照会	562

管理票（マニフェスト）関係	16
委託契約書関係	17
法律等事項関係	74
合 計	1,929

また、会員、非会員を問わず、京都府、京都市の中間処理業許可を取得している業者に対して、日頃抱えている疑問点や問題点を把握して、その内容に基づき、関係行政との連携を図りながら、疑問点の解消等必要な対策を講じるためのアンケート調査を行った。

### (3) 教育研修事業

産業廃棄物の適正処理を通じて環境の保全及び持続可能な資源循環型社会の形成、産業廃棄物処理業の適正な管理運営、資源循環型社会における産業廃棄物処理業に係る人材の育成に貢献すべく、教育研修の実施日、研修内容、受講申込方法等を広報して、広く産業廃棄物排出事業者、産業廃棄物処理業者及び府民等からの受講を募り、初心者等を対象とした産業廃棄物処理実務コースの教育研修を実施した。

すべてのコースにおいてCPDS認定研修として取扱い、研修会受講メリットの幅を拡げた。

区分・実施日	教育研修内容	受講者数
[実務者コース] ○京都市内会場 平成 27 年 10 月 2 日 (於:京都テルサ)	① 産業廃棄物処理の基礎 ～廃棄物処理法を中心に～ ② 産業廃棄物処理事務の実務 ～委託契約書・マニフェスト・ 帳簿～	73 名 ・会員 54 名 ・非会員 19 名
		○北部会場 平成 27 年 10 月 7 日 (於:舞鶴 21)
[電子マニフェスト コース] ○基礎編 平成 27 年 10 月 23 日 (於:㈱アイシーエル)	電子マニフェストの実務 基礎編 ～入力方法等について～	23 名 ・会員 19 名 ・非会員 4 名

○中級編 平成 27 年 10 月 23 日 (於:㈱アイシーエル)	電子マニフェストの実務 中級編 ～知っていたら便利な機能等について～	20 名 ・会員 17 名 ・非会員 3 名
電子マニフェスト導入実務研修会 平成 27 年 11 月 4 日 (於:京都テルサ)	電子マニフェストの仕組みと運用	42 名
[経営者・管理者コース] 平成 27 年 11 月 19 日 (於:京都テルサ)	① 京都府における産業廃棄物施策の現状と課題 ② 今、会社を守る発展させる経営とは ～企業リスクと危機管理対応を中心に～	54 名 ・会員 42 名 ・非会員 12 名

### 第 3 相互扶助事業

#### 1 許可申請等講習会への支援事業

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが京都 JA 会館において開催する産業廃棄物処理業許可及び更新許可に係る申請者等を対象に実施する受講申請の受理及び講習会場の設営の支援事業を実施した。

なお、許可申請等講習会への受講者数は延べ 1,583 人であった。

区 分		実 施 日	受講者数
新 規	収集運搬業	平成 27 年 5 月 14 日～15 日	148
		平成 27 年 9 月 2 日～3 日	139
		平成 28 年 2 月 2 日～3 日	140
	処分業	平成 28 年 3 月 8 日～11 日	113
更 新	収集運搬業	平成 27 年 5 月 20 日	144
		平成 27 年 9 月 10 日	153
		平成 27 年 12 月 16 日	128
		平成 28 年 2 月 23 日	145
	処分業	平成 27 年 7 月 2 日～3 日	116
特別管理産業廃棄物 管理責任者		平成 27 年 5 月 21 日	105
		平成 27 年 9 月 11 日	141
		平成 28 年 2 月 24 日	111
合 計		12 回	延べ 1,583 人

## 2 組織強化事業

### (1) 会員への支援活動

京都府知事及び京都市長から産業廃棄物処理業の許可を取得している会員に対し許可期限の通知と講習会受講を勧奨したほか、公益財団法人日本産業廃棄物振興センターが実施する更新許可に係る講習会への迅速な受講手続きを行った。また、会員が取得する許可内容を随時更新してホームページで広報するとともに、産業廃棄物排出事業者から 562 件に及ぶ処理委託先照会に対し産業廃棄物の種類に応じて会員事業所を教示して委託契約の締結を促した。

### (2) 経営事項審査（経審）に係る証明書の発行

災害廃棄物協力支援事業に資機材及び出動人員を提供する予定の会員が、建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定に基づき、経営事項審査を受ける場合に、同審査において社会性等の評価点として加点となる証明書を 16 件発行し会員の事業活動を支援した。

### (3) 会報「都」の発行

会員の身近な情報機関誌として、第 3 回定時総会の報告、行政関係の情報、許可更新等講習会の開催日程、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の購入方法、教育研修会の開催、行政当局と連携した環境展等の開催状況、労働安全衛生特集、青年部の活動等を掲載した会報「都」を年 2 回発行した。

### (4) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令等の施行について」の周知

平成 27 年 12 月 21 日及び 25 日に通知された政令及び省令の改正内容を会員に周知した。

### (5) 会員証の発行

産業廃棄物の適正処理推進事業、産業廃棄物の適正処理に係る調査研究及び教育研修事業等を行うことにより、産業廃棄物の適正処理の確保、不法投棄の防止及び資源循環等の取り組みを推進し、不特定多数の者の利益の増進に寄与する公益目的事業を主たる目的とする社会的信頼の高い事業を展開する協会の会員であることを証する会員証を作成し、会員に交付した。

## (6) 青年部の育成

産業廃棄物処理業界の次代を担う人材を育成するため、公益社団法人全国産業廃棄物連合会青年部協議会等と連携し産業廃棄物処理に係る知識の向上を図る青年部の活動を積極的に支援した。

特に、京都市と共催した「第16回環境フォーラムきょうと」には積極的に参画し、来場者を対象に「さんばい分別ゲーム」を実施して産業廃棄物のリサイクルについて分かりやすく啓発し広報活動を実施した。

勉強会は、職場におけるメンタルヘルスケアの重要性について学ぶために、独立行政法人 労働者健康福祉機構 京都産業保健総合支援センターと共催で2つのテーマについて、同センターから講師を招聘して、(公社)京都府産業廃棄物協会会議室で講義を受けた。

### ア 第1回

- ・日 時 平成28年2月10日15時～17時
- ・演 題 「メンタルヘルスのセルフ&ラインケアプログラム」
- ・参加者数 7名

### イ 第2回

- ・日 時 平成28年3月11日15時～17時
- ・演 題 「改正労働安全衛生法によるストレスチェック制度について」
- ・参加者数 12名

また、青年部では、独自の公益事業の取組として、前年度に続き第2回の工場見学バスツアーを平成27年8月1日に開催した。見学先は、キリンビール滋賀工場で参加者は子供14名、大人17名の計31名であった。

## 第4 関係機関との連携強化

### 1 行政機関との連携

#### (1) 三者合同会議の開催

平成27年11月25日、京都テルサにおいて京都府及び京都市の担当者との三者合同会議が開催された。協会からは「レンタル車両の取扱い」「廃棄物処理法の見直し」「協会諸事業に対する支援要請」「排出事業者への啓発」の4点について、提起や要望を行い協議した。また、京都府、京都市からそれぞれ施策の説明があり情報の共有を図った。

#### (2) 教育研修への講師招聘

当協会が行う教育研修に行政当局担当者を講師として招聘し、教育研修受



講者を対象とした知識・能力の向上を図った。

## 2 公益社団法人全国産業廃棄物連合会との連携

### (1) 公益社団法人全国産業廃棄物連合会の役員として活動

当協会会長が公益社団法人全国産業廃棄物連合会の理事に就任し同連合会の業務を執行した。また、同連合会が設置した建設廃棄物部会運営委員会副部長及び同部会混合廃棄物分科会座長として、残置ごみの取扱い、再生砕石等の流通促進などの建設系産業廃棄物処理に係る課題等を取り纏めて同連合会を通じた改善対策等に寄与した。

### (2) 産業廃棄物処理に係る国政情報の迅速な収集

廃棄物処理法改正への検討、環境関係法令の改正及び運用、震災廃棄物処理の現状、残置ごみの自治体取扱い状況等、国等の動向について随時迅速な情報の提供を受け事業に反映させた。

### (3) 近畿地域協議会の開催

公益社団法人全国産業廃棄物連合会に所属する近畿地域協議会は、平成 28 年 1 月の京都市内を含めて平成 27 年度中に 3 回開催された。これに役員等が出席し、建設系リサイクル製品の問題、災害廃棄物処理対応の現状等について意見交換するなど、産業廃棄物処理業界に係る情報の共有化を図った。

また、当協会役員が同協議会再生砕石利用促進検討会議における協議に参加した。

## 第 5 役員及び委員会の活動

### 1 常任理事会及び理事会の開催

協会事業の重要案件を協議するため、常任理事会を開催して処理方針を決定し理事会に報告したほか、平成 26 年度から事業計画を効率的に運営するため、奇数月の第三火曜日を理事会開催日と定め、公益社団法人移行後の 3 年目として、行政当局との連携、災害廃棄物処理支援、教育研修の実施、産業廃棄物の減量・リサイクルの促進、入会会員及び表彰候補者の決定等について審議し、協会事業の活動方針を決定した。

### 2 委員会の活動

#### (1) 総務委員会

事業計画の検証と推進、財務管理、公益法人認定基準を満たす事業活動の推

進、被表彰者の選考等について協議し、事業計画に基づく協会事業を効率的に推進した。

(2) 相談指導委員会

産業廃棄物の適正処理に関する様々な相談に対応するとともに減量・リサイクル情報の提供を図った。

また、京都府、京都市の中間処理業許可を取得している業者に対して、関係行政との連携を図り必要な対策を講じ、諸問題を解決するためのより有効な情報発信に役立てるためにアンケート調査を行った。

(3) 教育研修委員会

平成 27 年度中に実施する研修会事業計画等について協議し、産業廃棄物処理業に係るより一層の知識、能力の向上を図るため、受講者の要望に対応した教育研修を実施した。

(4) 適正処理推進委員会

平成 27 年度「不適正処理防止パトロール実施要領」に基づき、適正処理推進委員会委員を 7 個班に編成して全員参加による不適正処理防止パトロールを年 1 回実施し、発見した不法投棄及び野焼き行為等の不適正事案を記録化して行政当局に情報提供したほか、行政当局による情報提供事案への対応結果を検証して適正処理推進事業に反映させた。

なお、平成 27 年度においては、初めて京都府と合同で府内を 4 つの班に分けて、一斉にパトロールを行った。

(5) 安全衛生委員会

労働安全衛生に関する取組として「廃棄物処理業における事故防止に関する取組」、「事故事例と事故防止対策について」と題し、研修会を開催し、CPDS 認定と労働災害防止の向上を図った。

(6) 災害支援対策委員会

大規模災害発生を想定し、行政に対して災害廃棄物処理に関する協力支援を円滑に実施するため、会員が保有する出動可能な資機材及び人員の支援体制を調査し、その結果を京都府、京都市に報告した。

また、京都府を含む近畿府県が京都府立山城総合運動公園等を主会場に開催した近畿府県合同防災訓練に参加し、広報活動及び有事における対応能力の向上を図った。

#### (7) 広報委員会

当協会は京都市とともに「第16回環境フォーラムきょうと」を開催し、京都府が実施する「京都環境フェスティバル2015」に出展した。産業廃棄物処理業界における諸問題等適正な廃棄物処理業を推進するため、会員事業所が取り組む好事例を掲載する記事の在り方等について検討するなど、会員事業所における業務管理及び教育の推進に資する会報「都」を発行した。

#### 第6 その他活動

協会事業や産業廃棄物処理業界への理解及び廃棄物適正処理の推進を図るため、不法投棄等撲滅京都府民会議、京都府産業廃棄物減量・リサイクル推進ネットワーク協議会、京都市産業廃棄物3R推進協議会に担当者を派遣したほか、一般社団法人京都府産業廃棄物3R支援センターの役員に会長が就任して諸活動を展開し、産業廃棄物適正処理の推進に貢献した。

## II 附属明細書

事業報告の内容を補足する重要な事項がないため、事業報告の附属明細書は作成していない。